

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	生活保護関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

三重県は、生活保護(外国人含む)の決定及び実施等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

三重県知事

公表日

令和8年2月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護(外国人含む)事務
②事務の概要	生活保護法及び「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和二十九年五月八日付け社発第三百八十二号厚生省社会局長通知による保護の決定及び実施、就労自立給付金又は進学・就職準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は費用の徴収に関する事務である。保護費の支給に当たっては、要否判定及び扶助額計算を行う必要があり、特定個人情報をそのための基礎として利用する。 また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)第22条1項にて義務付けられた情報照会者からの提供要求に応じるため、中間サーバーに特定個人情報ファイル(生活保護関係情報)を「副本」として保存する必要がある。 具体的には、 ①生活保護の申請の際に、申請者より被保護世帯員の個人番号の提供を受ける。 ②提供された個人番号に基づき、中間サーバーを介して、情報提供ネットワークより、生活保護の要否判定及び扶助額計算に必要な情報を確認する。 ③確認した情報により生活保護の要否を判定し、生活保護費を支給する。 ④生活保護関係情報の変更内容を、中間サーバーに保存する。
③システムの名称	1. 生活保護システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護情報ファイル(外国人含む)	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1.番号法第9条第1項 別表23の項 2.番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第15条 3.番号法第9条第1項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令の表の1の項 4.番号法第9条第2項 5.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条、第5条関係
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 1.番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 13,14,18,20,28,37,40,42,48,49,53,59,63,69,74,75,76,86,87,89,96,108,125,132,141,144,151,155,158,161,167,168,169,170,171,172の項 2.番号法第19条第9号 3.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 (情報照会の根拠) 1.番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42,43,161,162の項 2.番号法第19条第9号 3.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条及び第5条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども・福祉部地域福祉課
②所属長の役職名	地域福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒514-0004 津市栄町1丁目954番地 情報公開・個人情報総合窓口(総務部文書・情報公開課)059-224-2071
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒514-8570 津市広明町13番地 子ども・福祉部地域福祉課 059-224-2286
⑨ 規則第9条第2項の適用	[]適用した
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	<p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からマイナンバーの提供を受け、記載されたマイナンバーの真正性確認を徹底している。また、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、複数人の確認や鍵付きロッカーへの保管等、いずれにおいても厳重に注意して行うようしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請書に記載された個人番号及び本人情報の生活保護システムへの入力 ・ 特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・ 個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する]	
最も優先度が高いと考えられる対策	[<input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護システムや団体内統合宛名システムにログインできる専用端末内で生活保護受給者情報を管理し、その他電子端末や他ネットワークに接続できないようにしている。 ・特定個人情報を含む書類やUSB メモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。 ・USB メモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御をしている。また、使用する場合は、暗号化、パスワードによる保護等を行う。 ・不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行う。 <p>これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年11月30日	評価実施機関名	三重県	三重県知事	事後	重要な変更にあたらない (時点修正)
平成28年10月11日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	三重県は、生活保護の決定及び実施等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	三重県は、生活保護(外国人含む)の決定及び実施等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	重要な変更にあたらない (時点修正)
平成28年10月11日	I-1-①	生活保護事務	生活保護(外国人含む)事務	事後	重要な変更にあたらない (時点修正)
平成28年10月11日	I-2	生活保護情報ファイル	生活保護情報ファイル(外国人含む)	事後	重要な変更にあたらない (時点修正)
平成28年10月11日	I-3	1.番号法第9条第1項 別表第一の15の項 2.番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第15条	1.番号法第9条第1項 別表第一の15の項 2.番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第15条 3.番号法第9条第2項 4.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条、第5条関係	事後	重要な変更にあたらない (時点修正)
平成28年10月11日	I-4-②	(情報提供の根拠) 1.番号法第19条第7号 別表第二の 9.10.14.16.24.26.27.28.30.31.50.54.61.62.64.70.87.90.94.104.106.108.116.120の項 2.番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。)第8.9.11.12.17.19.20.21.22.28.32.33.35.39.44.47.52.53.55条 (情報照会の根拠) 1.番号法第19条第7号 別表第二の26の項 2.別表第二省令第19条	(情報提供の根拠) 1.番号法第19条第7号 別表第二の 9.10.14.16.24.26.27.28.30.31.37.50.54.61.62.64.70.87.90.94.104.106.108.116.120の項 2.番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。)第8.9.11.12.17.19.20.21.22.28.32.33.35.39.44.47.52.53.55条 3.番号法第19条第8号 4.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 * 番号法第19条第7号 別表第二の 50.90.116.120の項に係る主務省令は未制定 (情報照会の根拠) 1.番号法第19条第7号 別表第二の26の項 2.別表第二省令第19条 3.番号法第19条第8号 4.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条	事後	重要な変更にあたらない (時点修正)
平成28年10月11日	I-5-②	地域福祉課長 山岡 勝志	地域福祉課長 磯田 晋一	事後	重要な変更にあたらない (時点修正)
平成28年10月11日	II-1	平成27年5月31日現在	平成28年8月31日現在	事後	重要な変更にあたらない (時点修正)
平成28年10月11日	II-2	平成27年5月31日現在	平成28年8月31日現在	事後	重要な変更にあたらない (時点修正)
平成30年10月24日	I-4-②	(情報提供の根拠) 1.番号法第19条第7号 別表第二の 9.10.14.16.24.26.27.28.30.31.50.54.61.62.64.70.87.90.94.104.106.108.116.120の項 2.番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。)第8.9.11.12.17.19.20.21.22.28.32.33.35.39.44.47.52.53.55条 3.番号法第19条第8号 4.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条、第5条関係 * 番号法第19条第7号 別表第二の 50.90.116.120の項に係る主務省令は未制定 (情報照会の根拠) 1.番号法第19条第7号 別表第二の26の項 2.別表第二省令第19条 3.番号法第19条第8号 4.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条	(情報提供の根拠) 1.番号法第19条第7号 別表第二の 9.10.14.16.20.21.24.26.27.28.30.31.38.50.53.54.61.62.64.70.87.90.94.104.106.108.116.119の項 2.番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。)第8.9.11.12.14.17.19.20.21.22.24.26-4.27.28.32.33.35.39.44.47.52.53.55.59-2.59-3条 3.番号法第19条第8号 4.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 * 番号法第19条第7号 別表第二の21.30.90の項に係る主務省令は未制定 (情報照会の根拠) 1.番号法第19条第7号 別表第二の26の項 2.別表第二省令第19条 3.番号法第19条第8号 4.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条	事後	重要な変更にあたらない (時点修正)
平成30年10月24日	I-5-①、I-8	健康福祉部地域福祉課	子ども・福祉部地域福祉課	事後	重要な変更にあたらない (時点修正)
平成30年10月24日	II-1	平成28年8月31日現在	平成30年10月1日現在	事後	重要な変更にあたらない (時点修正)
平成30年10月24日	II-2	平成28年8月31日現在	平成30年10月1日現在	事後	重要な変更にあたらない (時点修正)
平成31年3月4日	IVリスク対策	記載なし	項目の追加	事後	様式変更に伴う項目及び記載の追加
令和2年3月30日	I-4-②	(情報提供の根拠) 1.番号法第19条第7号 別表第二の 9.10.14.16.20.21.24.26.27.28.30.31.38.50.53.54.61.62.64.70.87.90.94.104.106.108.116.119の項 2.番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。)第8.9.11.12.14.17.19.20.21.22.24.26-4.27.28.32.33.35.39.44.47.52.53.55.59-2.59-3条 3.番号法第19条第8号 4.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 * 番号法第19条第7号 別表第二の21.30.90の項に係る主務省令は未制定 (情報照会の根拠) 1.番号法第19条第7号 別表第二の26の項 2.別表第二省令第19条 3.番号法第19条第8号 4.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条	(情報提供の根拠) 1.番号法第19条第7号 別表第二の 9.10.14.16.20.21.24.26.27.28.30.31.38.50.53.54.61.62.64.70.87.90.94.104.106.108.116.120の項 2.番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。)第8.9.11.12.14.17.19.20.21.22.24.26-4.27.28.32.33.35.39.44.47.52.53.55.59-2.59-3条 3.番号法第19条第8号 4.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 * 番号法第19条第7号 別表第二の21.30.90の項に係る主務省令は未制定 (情報照会の根拠) 1.番号法第19条第7号 別表第二の26の項 2.別表第二省令第19条 3.番号法第19条第8号 4.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条	事後	重要な変更にあたらない (時点修正)
令和2年3月30日	I-7	〒514-8570 津市栄町1丁目954番地 情報公開・個人情報総合窓口(戦略企画部情報公開課)059-224-2071	〒514-0004 津市栄町1丁目854番地 情報公開・個人情報総合窓口(戦略企画部情報公開課)059-224-2071	事後	重要な変更にあたらない (時点修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月30日	Ⅱ-1	平成30年10月1日現在	令和2年3月1日現在	事後	重要な変更[に当たらない(時点修正)
令和2年3月30日	Ⅱ-2	平成30年10月1日現在	令和2年3月1日現在	事後	重要な変更[に当たらない(時点修正)
令和4年1月5日	Ⅰ-4-②	<p>(情報提供の根拠)</p> <p>1.番号法第19条第7号 別表第二の9,10,14,16,20,21,24,26,27,28,30,31,37,38,50,53,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116,120の項</p> <p>2.番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。)</p> <p>第8,9,11,12,14,17,19,20,21,22,23,24,26-4,27,28,32,33,35,39,44,47,52,53,55,59-2,59-3条</p> <p>3.番号法第19条第8号</p> <p>4.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条</p> <p>* 番号法第19条第7号 別表第二の21,30,90の項に係る主務省令は未制定</p> <p>(情報照会の根拠)</p> <p>1.番号法第19条第7号 別表第二の26の項</p> <p>2.別表第二省令第19条</p> <p>3.番号法第19条第8号</p> <p>4.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条</p>	<p>(情報提供の根拠)</p> <p>1.番号法第19条第8号 別表第二の9,10,14,16,20,21,24,26,27,28,30,31,37,38,50,53,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116,120の項</p> <p>2.番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。)</p> <p>第8,9,11,12,14,17,19,20,21,22,23,24,26-4,27,28,32,33,35,39,44,47,52,53,55,59-2-2,59-3条</p> <p>3.番号法第19条第9号</p> <p>4.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条</p> <p>* 番号法第19条第8号 別表第二の21,30,90の項に係る主務省令は未制定</p> <p>(情報照会の根拠)</p> <p>1.番号法第19条第8号 別表第二の26の項</p> <p>2.別表第二省令第19条</p> <p>3.番号法第19条第9号</p> <p>4.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条</p>	事後	重要な変更[に当たらない(時点修正)
令和7年3月19日	Ⅰ-1-②	<p>生活保護法による保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は費用の徴収に関する事務である。</p> <p>保護費の支給に当たっては、要否判定及び扶助額計算を行う必要があり、特定個人情報をそのための基礎として利用する。</p> <p>また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)</p> <p>第22条1項にて義務付けられた情報照会者からの提供要求に応じるため、中間サーバーに特定個人情報ファイル(生活保護関係情報)を「副本」として保存する必要がある。</p> <p>具体的には、</p> <p>①生活保護の申請の際に、申請者より被保護世帯員の個人番号の提供を受ける。</p> <p>②提供された個人番号に基づき、中間サーバーを介して、情報提供ネットワークより、生活保護の要否判定及び扶助額計算に必要な情報を確認する。</p> <p>③確認した情報により生活保護の要否を判定し、生活保護費を支給する。</p> <p>④生活保護関係情報の変更内容を、中間サーバーに保存する。</p>	<p>生活保護法及び「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和二十九年五月八日付け社登第百八十二号厚生省社会局長通知による保護の決定及び実施、就労自立給付金又は進学・就職準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は費用の徴収に関する事務である。</p> <p>保護費の支給に当たっては、要否判定及び扶助額計算を行う必要があり、特定個人情報をそのための基礎として利用する。</p> <p>また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)</p> <p>第22条1項にて義務付けられた情報照会者からの提供要求に応じるため、中間サーバーに特定個人情報ファイル(生活保護関係情報)を「副本」として保存する必要がある。</p> <p>具体的には、</p> <p>①生活保護の申請の際に、申請者より被保護世帯員の個人番号の提供を受ける。</p> <p>②提供された個人番号に基づき、中間サーバーを介して、情報提供ネットワークより、生活保護の要否判定及び扶助額計算に必要な情報を確認する。</p> <p>③確認した情報により生活保護の要否を判定し、生活保護費を支給する。</p> <p>④生活保護関係情報の変更内容を、中間サーバーに保存する。</p>	事後	重要な変更[に当たらない(時点修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月19日	I-3	1.番号法第9条第1項 別表第一の15の項 2.番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第19条 3.番号法第9条第2項 4.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条、第5条関係	1.番号法第9条第1項 別表23の項 2.番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第15条 3.番号法第9条第1項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令の表の1の項 4.番号法第9条第2項 5.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条、第5条関係	事後	重要な変更にあたらない(時点修正)
令和7年3月19日	I-4-②	(情報提供の根拠) 1.番号法第19条第8号 別表第二の9,10,14,16,20,21,24,26,27,28,30,31,37,38,50,53,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116,120の項 2.番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。) 第8,9,11,12,14,17,19,20,21,22,23,24,26,42,27,28,32,33,35,39,44,47,52,53,55,59-2-2,59-3条 3.番号法第19条第9号 4.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 * 番号法第19条第8号 別表第二の21,30,90の項に係る主務省令は未制定 (情報照会の根拠) 1.番号法第19条第8号 別表第二の26の項 2.別表第二省令第19条 3.番号法第19条第9号 4.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条	(情報提供の根拠) 1.番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 13,14,18,20,28,37,40,48,49,53,59,63,69,74,75,76,86,89,96,108,125,132,141,144,151,155,158,161,167,168,169,170,171,172の項 2.番号法第19条第9号 3.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 (情報照会の根拠) 1.番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42,43,161,162の項 2.番号法第19条第9号 3.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条	事後	重要な変更にあたらない(時点修正)
令和7年3月19日	I-7	〒514-0004 津市栄町1丁目954番地 情報公開・個人情報総合窓口(戦略企画部情報公開課)059-224-2071	〒514-0004 津市栄町1丁目954番地 情報公開・個人情報総合窓口(総務部情報公開課)059-224-2071	事後	重要な変更にあたらない(時点修正)
令和7年3月19日	IV-8. 人手を介在させる作業判断の根拠	記載なし	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る機動的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からマイナンバーの提供を受け、記載されたマイナンバーの真正性確認を徹底している。また、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、複数人の確認や鍵付きロッカーへの保管等、いずれにおいても厳重に注意して行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報の生活保護システムへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	事後	重要な変更にあたらない(基礎項目評価書の様式改正による変更)
令和7年3月19日	IV-11. 最も優先度が高いと考えられる対策判断の根拠	記載なし	・生活保護システムや団体内統合宛名システムにログインできる専用端末内で生活保護受給者情報を管理し、その他電子端末や他ネットワークに接続できないようにしている。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。 ・USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御している。また、使用する場合、暗号化、パスワードによる保護等を行う。 ・不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行う。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	重要な変更にあたらない(基礎項目評価書の様式改正による変更)
令和8年2月27日	I-4-②	(情報提供の根拠) 1.番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 13,14,18,20,28,37,40,48,49,53,59,63,69,74,75,76,86,89,96,108,125,132,141,144,151,155,158,161,167,168,169,170,171,172の項 2.番号法第19条第9号 3.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 (情報照会の根拠) 1.番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42,43,161,162の項 2.番号法第19条第9号 3.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条	(情報提供の根拠) 1.番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 13,14,18,20,28,37,40,42,48,49,53,59,63,69,74,75,76,86,87,89,96,108,125,132,141,144,151,155,158,161,167,168,169,170,171,172の項 2.番号法第19条第9号 3.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条及び第5条 (情報照会の根拠) 1.番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42,43,161,162の項 2.番号法第19条第9号 3.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条及び第5条	事後	重要な変更にあたらない(時点修正)
令和8年2月27日	I-7	〒514-0004 津市栄町1丁目954番地 情報公開・個人情報総合窓口(総務部情報公開課)059-224-2071	〒514-0004 津市栄町1丁目954番地 情報公開・個人情報総合窓口(総務部文書・情報公開課)059-224-2071	事後	重要な変更にあたらない(時点修正)
令和8年2月27日	II-1	令和2年3月1日現在	令和7年12月1日現在	事後	重要な変更にあたらない(時点修正)
令和8年2月27日	II-2	令和2年3月1日現在	令和7年12月1日現在	事後	重要な変更にあたらない(時点修正)